

## 豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進事業仕様書

### 1. 業務名

豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進事業

### 2. 目的

豊前市（以下「本市」という。）では、令和4年6月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成するための取組みを進めている。

本事業は、PPA方式により、公共施設へ太陽光発電設備等の設置、運転管理及び維持管理等を行い、同施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

### 3. 事業内容

#### (1) 業務内容

事業者は、以下の業務内容を実施すること。

ア 事業者は、候補地（別紙1の施設をいう。以下同じ。）を参考に現地調査を行い、設備容量については各施設管理者（指定管理者を含む。）と協議の上決定する。庁舎屋上については耐震診断（既存の耐震診断を基にした、計画内容についての再診断をする。）を行う。

イ 事業者はアを行った結果、設備の設置が可能な施設について、提案内容をもとに設備導入を令和8年3月31日までに完了すること。なお、庁舎への導入については、庁舎正面玄関アプローチ改修工事終了の令和7年12月以降に候補地へ再エネ導入を実施すること。ただし、浄化センターについては、令和8年9月末まで電気設備工事(改築)を行うため、令和7年度に太陽光パネル設置工事を実施し、令和8年10月から令和9年2月末までにキュービクル接続工事行うこと。

ウ 事業者は、屋上へ設備を設置する際、防水層等の既存構造物を破損した場合は、事業者負担で修復する。

エ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。また、事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給し、余剰電力については逆流を発生させない機器使用とする。設備に異常若しくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。

オ 設備を20年後に撤去するか否かについては、事業者決定後に協議で決定する。

カ 運転期間終了後に、事業者の負担により設備を撤去する場合は、防水層等の既存構造物を破損した場合は、事業者の負担で修復を行う。

キ 事業者は、対象施設管理者等へ説明業務(工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等)を行う。内容等については市と協議の上決定する。

#### (2) 事業期間

ア 契約開始から設備の撤去または、譲渡までを事業期間とする。

イ 運転期間（電力供給の開始から終了までの期間）は、運転開始日から20年間とする。

ウ 電力供給開始時期については、候補施設毎に本市と協議の上、決定する。

### (3) 建物への電力供給及び契約単価

- ア 設置した設備で発電した電力は、その建物等に供給し、不足する電力は、九州電力(株)からの電力供給を受けるものとする。
- イ 本市は、各施設に太陽光発電設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。
- ウ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとする。電力量計の検定費用は事業者が負担する。また、事業者から施設管理者（指定管理者を含む。）に電力使用量及び発電電力量を記載した請求書を発行する。
- エ 契約単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとする。
- オ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- カ 基本料金の単価設定は、行わないものとする。
- キ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、事業者に交付される補助金相当額を控除すること。

## 4. 設備工事前の調査・手続

### (1) 現地調査

- ア 候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、候補施設関係者への確認及び聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

### (2) 設備容量検討

- ア 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、候補地ごとに適切な容量とする。
- イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、最大限自家消費できるように努める。

### (3) 構造調査

- ア 発電設備を設置した際に発生するに荷重増加等の影響について、別途本市から提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告すること。

### (4) 各種関係手続等

- ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出する。
- イ 設備の設置が、建築基準法、電気事業法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出する。
- ウ 事業者が施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を申請するものとし、契約締結後に必要な書類を市へ提出することとする。また、使用料は、豊前市行政財産使用料条例第 10 条第 4 号に基づき全額免除とする。なお、固定資産税については、地方税法（昭和 25 年第 226 号）第 383 条の規定により、償却資産として市に申告する。

## 5. 設備の設置条件等

### (1) 太陽光発電設備

ア 発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 39 条及び JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、地震その他の振動や衝撃に対して耐える構造とし、海の近くに設置される設備については耐塩害仕様とすること。

イ 発電設備を陸屋根に設置する場合には置き基礎工法での施工を原則とする。

ウ 発電設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。

エ 発電設備は J E T 認証を取得したものであること、又は J E T 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

オ 太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。

### (2) カーポート

ア 青空駐車場または、図書館前スペースにソーラーカーポートを設置する場合は、駐車場を利用する車両がカーポート柱へ衝突するリスクを軽減する観点から、駐車スペースの奥側の柱のみで屋根を支える仕様のカーポートとすることとし、柱カバーを設置すること。

イ ソーラーカーポート設置（台数、区画ごとの面積、身障者駐車スペース）等は、本市及び施設管理者（指定管理者を含む。）と協議の上、決定すること。また、ソーラーカーポート設置に伴う区画線の引き直しについては補助対象外となっているが、P P A の事業対象内とすること。

### (3) その他事項

ア 事業者は、使用許可を受けた場所を本業務以外の用途に使用してはならない。

イ 本市は、事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本業務に係る契約を解除し、使用許可又は現状変更の承認を取り消すことがある。この場合は、事業者の責任と負担において施設から発電設備を速やかに撤去し、原状回復すること。

ウ 事業者は、対象となる施設管理者（指定管理者を含む。）に対し、都度、丁寧かつ分かりやすい説明を行うこと。

## 6. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書等に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

### 【仕様書】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 317 号）等の関係法令を遵守するものとする。発電設備の設置の条件は、以下のとおり

とする。

- ア 設置時には、施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。また、発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。
- イ 対象施設の特性を踏まえ、できる限り施設の利用者等に影響が小さくなるような工法及び工程を検討すること。工事日程等については、本市及び施設管理者（指定管理を含む。）と協議の上、決定すること。また、施設利用者及び施設管理者（指定管理を含む。）から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ウ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者（指定管理を含む。）から苦情があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- エ 事業者は施設への発電設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表を市に提出し、確認を受けること。
- オ 施工に伴う各種許認可の手続き費用については、事業者で負担すること。また、行政機関での協議については記録を取り提出すること。
- カ 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- キ 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者（指定管理を含む。）と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- ク 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- ケ 庁舎屋上に設置する場合は、本市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための立入に支障が生じないようにすること。
- コ ソーラーカーポートによる太陽光発電設備を設置する場合は、人や車両の通行に支障がないように配慮すること。
- サ 発電設備に係る配線ルートについては、施設の保安・管理上支障がないルートを選定の上、本市及び施設管理者（指定管理を含む。）との協議により決定すること。発電設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- シ 発電設備の設置に際しては、施設に停電が生じない方法を優先すること。停電を伴う場合は、施設休館日や施設利用者に影響が少ない日・時間帯とするとともに、できる限り短時間とするよう配慮すること。また、計画書（作業内容や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、本市及び施設管理（指定管理を含む。）と事前協議の上施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ス 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。その際、手直しが必要な部分がある場合は速やかに対応すること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取り扱い説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に提出するものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

## 7. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応

を行うものとする。条件については、以下のとおりとする。

- ア 事業者は、本市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、修理を行うこととする。なお、発電効率を下げないよう毎年1回以上点検を行い、風雨や積雪等による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとし、その結果を市に報告すること。
- イ 事業者は、当該設備を設置した施設での発電量及び需要量等の情報について、北九州都市圏におけるエネルギーマネジメントを行う株式会社北九州パワーが情報提供を求めた場合には情報を提供すること。また、運転期間における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行うこと。
- ウ 大規模地震、大規模台風等の発生後は、速やかに発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すること。また、点検結果を本市に報告すること。

## 8. 責任分担の基本事項

- ア 事業者は、本事業により当該施設及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、本市へ写しを提出すること。また、当該施設及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、当該施設が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- イ 事業者は、本事業上知り得た内容、情報等を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 9. その他

- ア 本市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、本市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- イ 本事業の目的を達成するために必要な事項で、本仕様書に定めのない事象が発生したときは、本市と事業者で協議して決定するものとする。